

2024 年第 4 回定例会

調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 反対討論

続きまして、議案第 9 1 号 調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、生活者ネットワークは反対の立場から討論いたします。

本条例改正は、調布市議会議員の期末手当の割合を 4. 6 5 か月から 4. 8 5 か月、0. 2 か月分引き上げるものです。調布市議会議員の毎月の報酬は 5 5 万円、議長 6 4 万円、副議長 5 8 万円などとなっています。本条例改正後、それぞれの月報酬の 5 分の 1 に当たる額が期末手当に増額されるわけですが、議員報酬 5 5 万円というのは、多摩 2 6 市では高いほうから 3 番目の額です。

昨年 1 2 月の特別職報酬等審議会では、家庭においても物価高騰により生活が苦しく、こういった市民生活の実態からすれば、議員報酬は据置きが妥当との答申が出されました。その後 1 年が経過し、この間、最低賃金の引上げもありましたけれども、消費者物価指数は 2 0 2 0 年度比で、昨年は約 1 0 6 % だったところ、今年 1 0 月には 1 0 9 % とさらに上がっていますし、特に主食のお米の激しい値上がりは家計を圧迫しています。

私たち市議会議員の報酬及び期末手当は、こうした生活を送る市民の税金から頂いており、その額は今の物価高騰の影響下で生活する上でも十分です。また、市の財政においては民生費が年々増加し、行政も来年度予算編成においては全庁的に厳しい経費縮減の取組が求められているところです。議員の報酬や期末手当は、議員の成り手不足ともセットで語られることがありますが、それは議員報酬が非常に低い地方の小さな自治体の問題であって、調布市においては議員報酬も十分であり、成り手不足の課題もありません。

こうしたもろもろの事情を考えれば、議員の期末手当の月数を引き上げるべきではなく、むしろ市民サービスに還元するべきであると考え、本条例改正に反対をいたします。

以上です。